

住所 大阪府吹田市樫切山4番17号
氏名 株式会社 ライフデザイン・プロデュース
代表取締役 小川 慶太郎 様

高槻市長 濱田 剛史



開 発 許 可 通 知 書

令和5年10月23日付け申請の都市計画法第29条の規定に基づく開発行為は、
次のとおり許可する。

1 開発区域に含まれる地域の名称

高槻市富田町四丁目2242番2、2493番2、2495番6、2495番
13、2495番14、2495番15、2501番4、2506番14、2
510番2、2511番2、2512番1、2512番5から2512番21
まで、及び2512番22

2 開発区域の面積

2, 745. 59㎡

3 工事施行遵守事項

- (1) 工事施行中、事業計画に変更又は支障を生じる等重要な事項について、関係官公署
その他関係先と折衝したとき又は折衝を受けたときは、速やかにその内容を市長に
報告すること。
- (2) 他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続きを完了したうえで着手す
ること。
- (3) 工事施行に当たっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないよう
留意するとともに、適切な防災処置を講じることによって万全を期すこと。
- (4) 工事施行に伴い、開発区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速
やかに復旧すること。
- (5) 工事施行中に、埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止するとともに、
市長にその旨を報告し、その指示に従うこと。
- (6) 許可を受けた計画に変更が生じる場合には、事前に市長の許可を受けること。
- (7) 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等、工事完了後、見えなくなる部分は、それぞ
れの工程写真を整理したうえ、工事完了検査時に提出すること。
- (8) 開発区域は連続する工作物等で明確にすること。
- (9) 工事期間中は雨水をすみやかに排除するための必要な暗渠・開渠及び仮排水路等を
設け、工事区間中その機能を失わないよう管理を適正に行うこと。
- (10) 工事期間中は、気象予報などに十分注意を払い、豪雨出水その他天災に対する防災
措置に万全を期すこと。
- (11) 工事を中止した場合は直ちに市長に届け出るとともに市長の指示する必要な措置を

講じること。

- (12) 隣地との取合については、関係者と協議し支障のないようにすること。
- (13) 都市計画法許可による擁壁設置の報告事項等指示書の内容を遵守すること。
- (14) 工事関係車両が宅地内道路を運行する際には、苦情がないように安全運転騒音防止に努めること。
- (15) 許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- (16) 配筋検査を受けること。